

委員要求資料

- ① 短時間労働者に厚生年金の適用を拡大する
場合の対象者数の推計 P 1

- ② 短時間労働者へ適用拡大を行う場合の給付
と負担の在り方の各案についての保険料の
本人負担と年金給付 P 5

- ③ 女性のライフスタイルに応じた世帯別
の老齢年金額（仮定計算） P 6

- ④ 日本の第 3 号被保険者と同様に配偶者に対
する給付を有する国の制度 P 15

短時間労働者に厚生年金の適用を拡大する場合の対象者数の推計

1. 推計方法の概要

平成10年公的年金加入状況等調査（平成10年10月、社会保険庁）における「パート」（所定労働時間・日数が一般労働者の4分の3未満の者）の勤務先の組織経営規模別分布及び事業の種類別分布に基づいて、厚生年金適用事業所に勤務するパートの人数を推計し、これにパートタイム労働者に係る常用雇用指数の比（平成13年の指数／平成10年の指数）を乗じて平成13年ベースの適用拡大対象者数の母数とした。

平成13年パートタイム労働者総合実態調査（平成13年10月、厚生労働省）における週所定労働時間30時間未満のパートタイム労働者に係る週所定労働時間・前年年収階級別分布に基づいて、適用基準を変えた場合に新たに適用となる者の割合を推計し、上記の母数に乗じることにより適用拡大対象者数を推計した。

2. 推計の基礎となる統計

○平成10年公的年金加入状況等調査における組織経営規模別人員
（カッコ内は不詳を除く計に対する構成割合）

（単位：千人）

	計	個人5人未満	個人5人以上	法人（国等含む）	不詳
雇用者	45,136	2,458 (5.9%)	4,931 (11.9%)	33,982 (82.1%)	3,765
パート	5,888	858 (17.2%)	1,054 (21.1%)	3,091 (61.8%)	886

○平成10年公的年金等加入状況等調査における事業の種類別人員

(カッコ内は不詳を除く計に対する構成割合)

(単位：千人)

	計	「農林水産業」、「飲食店」、「旅館・理美容・娯楽等」及び「その他サービス業」	その他の業種	業種不詳
雇用者	45,136	7,660 (17.4%)	36,475 (82.6%)	1,001
パート	5,888	2,236 (39.9%)	3,366 (60.1%)	284

(注) 「農林水産業」、「飲食店」、「旅館・理美容・娯楽等」及び「その他サービス業」については、法人事業所は厚生年金強制適用、個人事業所は任意適用。その他の業種については、法人事業所及び5人以上個人事業所は強制適用、5人未満個人事業所は任意適用である。

○平成13年パートタイム労働者総合実態調査における週所定労働時間・年収階級別分布

(単位：%)

前年の年収	週所定労働時間			
	20時間未満	20～25時間	25～30時間	計
万円以上 万円未満				
～ 65	18.3	8.6	4.1	31.0
65 ～ 103	13.0	20.3	15.5	48.7
103 ～ 130	1.7	3.1	3.7	8.5
130 ～	4.2	4.0	3.7	11.8
計	37.1	36.0	27.0	100.0

(注) 週所定労働時間30時間未満の者(前年の年収不詳を除く)に係る分布である。

○平成10年公的年金加入状況等調査における公的年金加入状況別人員

(単位：千人)

	計	1号	2号	3号	非加入	
					20～59歳	
雇用者	45,136 (100%)	3,727 (8.3%)	38,706 (85.7%)	342 (0.8%)	2,361 (5.2%)	388 (0.9%)
パート	5,888 (100%)	1,813 (30.8%)	-	3,081 (52.3%)	995 (16.9%)	217 (3.7%)

3. 推計結果

○パートの適用事業所勤務割合の推計

$$\begin{array}{l}
 \text{5人未満個人割合} \quad \text{5人以上個人割合} \quad \text{非適用業種割合} \\
 \text{100\%} \quad - \quad \text{17.2\%} \quad - \quad \text{21.1\%} \quad \times \quad \text{0.399} = \text{74.4\%} \\
 \text{(「農林水産業」、「飲食店」、「旅館・理美容・娯楽等」及び「その他サービス業」の割合)}
 \end{array}$$

○平成13年度ベースの適用拡大対象者の母数の推計

$$\begin{array}{l}
 \text{パート(10年調査)} \quad \text{適用事業所勤務割合} \quad \text{13年指数} / \text{10年指数} \quad \text{母数} \\
 \text{5,888 千人} \quad \times \quad \text{74.4\%} \quad \times \quad \text{103.6} / \text{93.7} = \text{4,844 千人}
 \end{array}$$

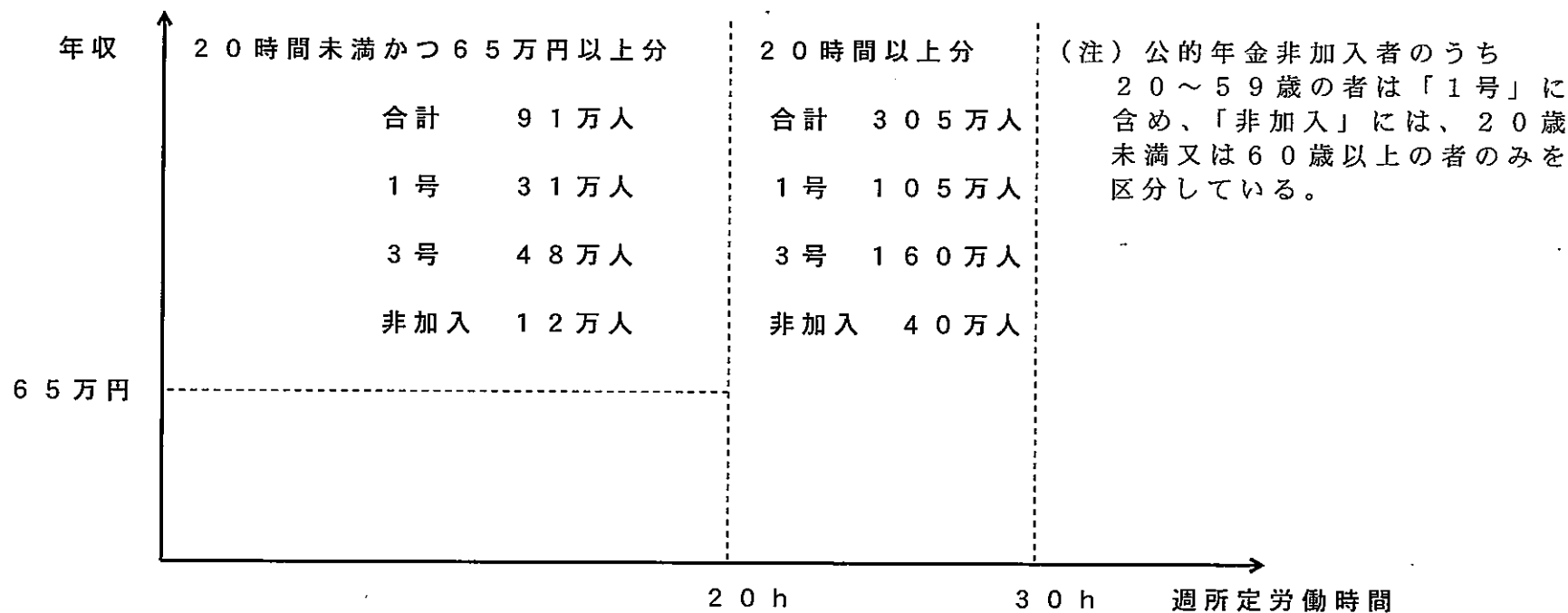
○適用拡大対象者数の推計

(週所定労働時間20時間以上または年収65万円以上を適用基準とする場合)

20時間以上分	4,844千人	×	62.9%	=	305万人
20時間未満かつ	4,844千人	×	18.8%	=	91万人
年収65万円以上分					
合計					396万人

○適用拡大対象者に係る公的年金加入状況別内訳の推計(下図のとおり)

(パート全体の公的年金加入状況別割合を乗じることにより推計)



短時間労働者へ適用拡大を行う場合の給付と負担の在り方の各案についての保険料の本人負担と年金給付

単位(円)

	年収の月額換算 (年収)	適用される標準報酬	年金保険料	年金保険料	年収に対する保険料の本人負担の割合	年金給付	3号被保険者給付	所得代替率	年金と同様に医療・介護を適用した場合の保険料			年収に対する保険料の本人負担の割合	
			(月額) [13.58%/2]	(年額)					医療(月額) [8.2%/2]	介護(月額) [0.89%/2]	年金と医療・介護の合計額 (月額)		(年額)
A案	70,000 (840,000)	98,000	6,654	79,848	9.5%	87,709	有	89%	4,018	436	11,108	133,296	15.9%
B案	70,000 (840,000)	70,000	4,753	57,036	6.8%	81,625	有	117%	2,870	311	7,934	95,208	11.3%
C案	70,000 (840,000)	70,000	4,753	57,036	6.8%	81,625 (C-1)	無	117%	2,870	311	7,934	95,208	11.3%
	70,000 (840,000)	70,000	4,753	57,036	6.8%	74,025 (C-2)	無	106%	2,870	311	7,934	95,208	11.3%
	70,000 (840,000)	70,000	4,753	57,036	6.8%	72,152 (C-3)	無	103%	2,870	311	7,934	95,208	11.3%
	54,167 (650,000)	50,000	3,395	40,740	6.3%	77,284 (C-1)	無	155%	2,050	222	5,667	68,004	10.5%
	54,167 (650,000)	50,000	3,395	40,740	6.3%	71,850 (C-2)	無	144%	2,050	222	5,667	68,004	10.5%
54,167 (650,000)	50,000	3,395	40,740	6.3%	61,029 (C-3)	無	122%	2,050	222	5,667	68,004	10.5%	
現行の標準報酬下限の者	98,000 (1,176,000)	98,000	6,654	79,848	6.8%	87,709	有	89%	4,018	436	11,108	133,296	11.3%

参考

一般男子	474,686 (5,696,232)	470,000	31,913	382,956	6.7%	168,534	有	36%	19,270	2,091	53,274	639,288	11.2%
一般女子	291,604 (3,499,248)	300,000	20,370	244,440	7.0%	131,600	有	44%	12,300	1,335	34,005	408,060	11.7%

注1. 医療と介護の保険料は、平成15年度の政府管掌健康保険の保険料率を使用して試算を行っている。

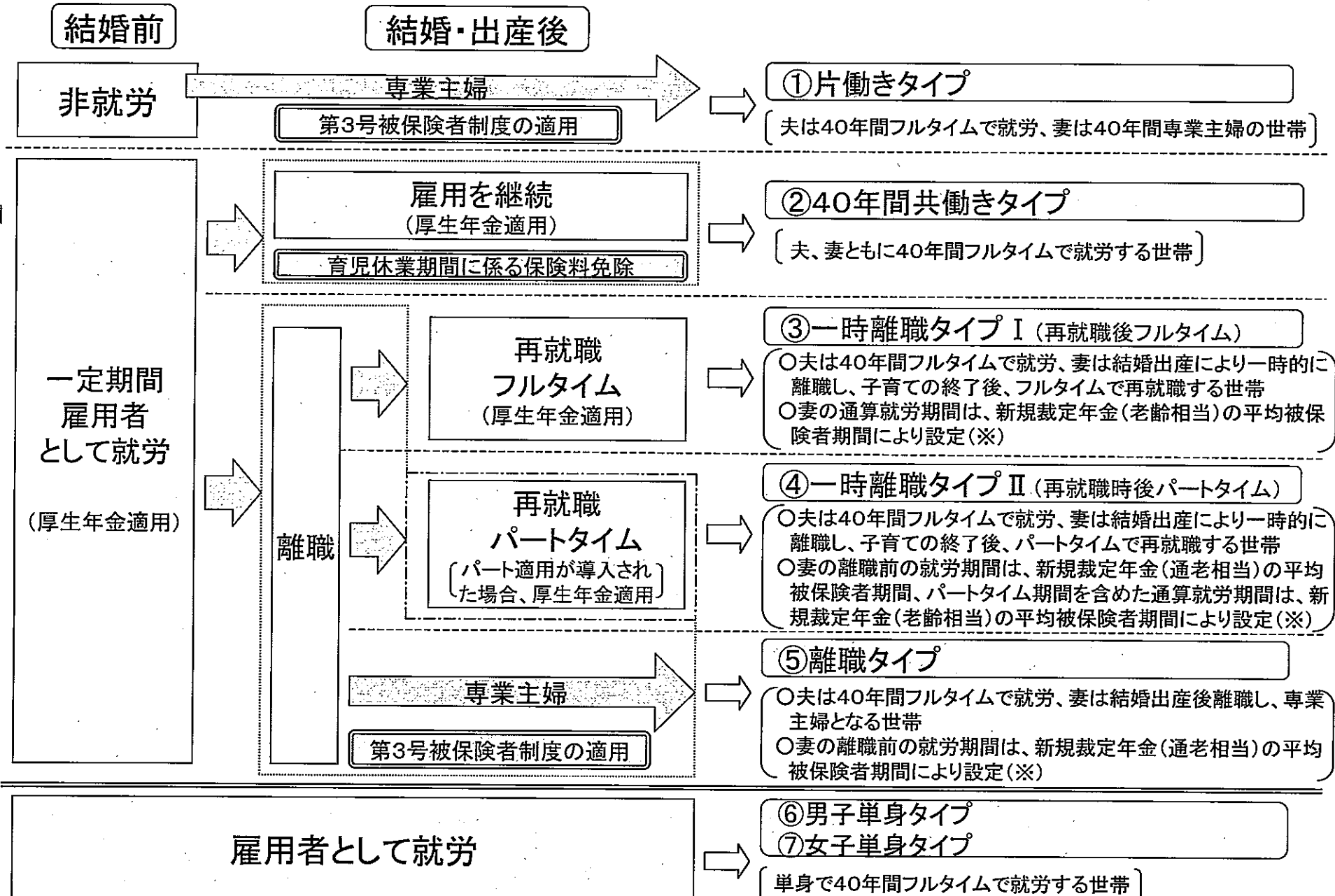
上記介護の保険料は、40歳以上65歳未満の医療保険加入者(第2号被保険者)に課されている。

注2. 一般男子・女子の月収は平成13年度末の厚生年金の全被保険者の標準報酬月額に1.3を乗じたものを月収とみなして使用している。

女性のライフスタイルに応じた世帯別の老齢年金額（仮定計算）について

- 「年金改革の骨格に関する方向性と論点」では、現在の標準的な年金（モデル年金）において標準的な世帯として用いられている片働き世帯について、給付と負担の在り方に関する試算が示されている。
- 本資料は、給付と負担の在り方の議論のための補足資料として、女性と年金検討会報告書においても用いられている、女性のライフスタイルに応じた様々な世帯別（片働き世帯に加えて、共働き世帯や単身世帯）に、給付と負担の在り方に関する試算を示したものである。
- 女性のライフスタイルに応じた世帯別の年金額をみるにあたっては、現在の年金制度の体系は定額の基礎年金と報酬比例年金を組み合わせたものであることから、片働き世帯か共働き世帯かにかかわらず、世帯としての総報酬額が高いほど、世帯としての年金額が増加する一方、その世帯の現役時代の手取り総報酬額に対する年金額の割合は低下することに留意が必要である。
- なお、現実には多様な共働き世帯等が存在している中で、モデルとしてどのような共働き世帯等を想定していくかについては、夫婦ともに40年間常用雇用の世帯を想定するのかどうかという論点や、女性の被保険者について、その厚生年金加入期間や賃金をどのように考えるかという論点等を踏まえて、検討を続けていくことが必要である。

女性のライフスタイルに応じた世帯別の老齢年金額(仮定計算)



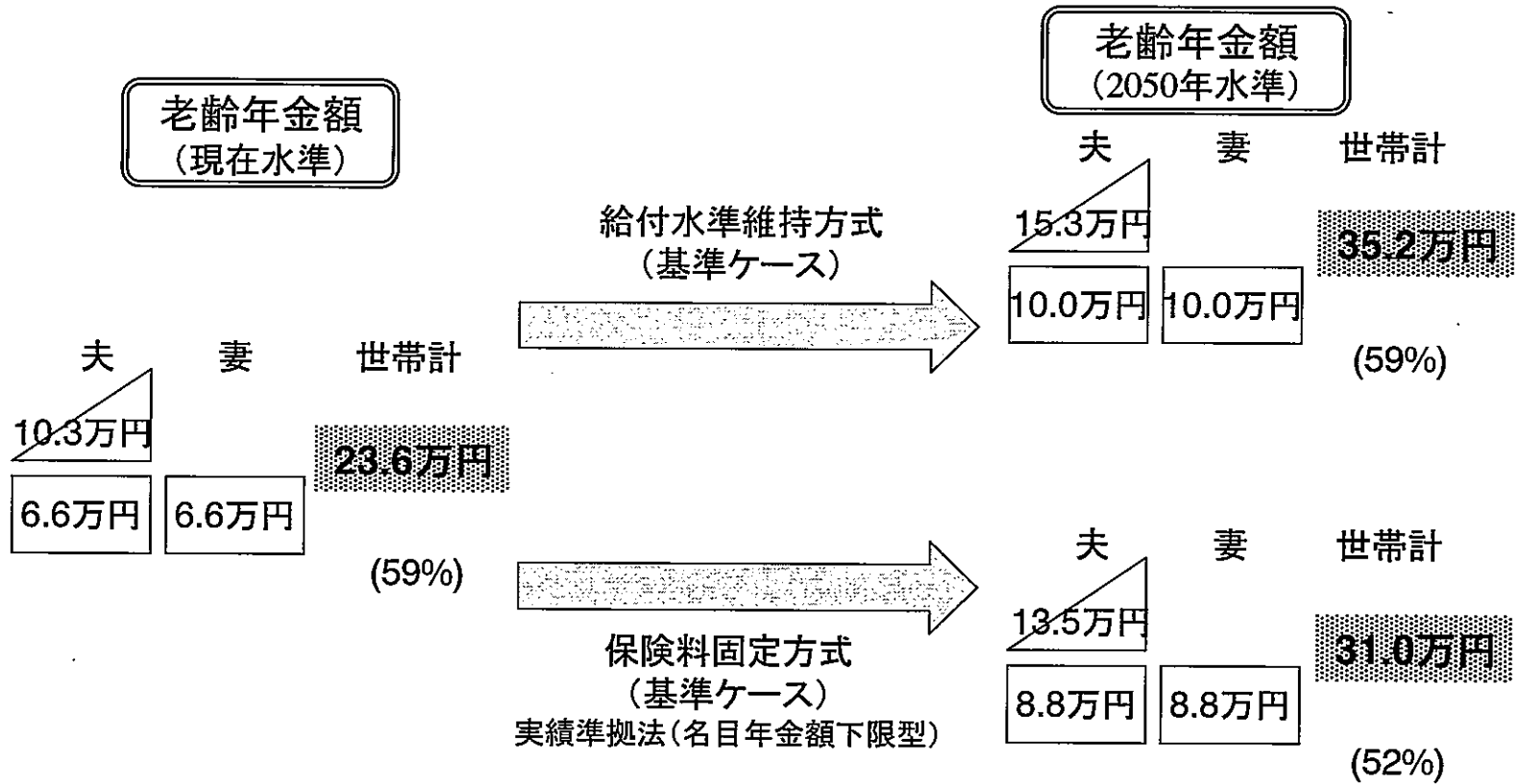
(※)老齢厚生年金のうち、被保険者期間が20年以上、または中高齢特例の適用を受けている被保険者期間15年以上のものを老齢相当といい、老齢厚生年金のうち老齢相当以外のものを通老相当という。

①片働きタイプ

○ 夫は40年間フルタイムで就労、妻は40年間専業主婦の世帯

〈賃金の前提〉

・夫の手取り総報酬額(月額換算)は現時点で40.1万円、2050年時点で59.8万円(物価で割り戻したもの)



注1 現在水準の夫の年金額は、平成12年改正における標準的な年金額に使用した平均標準報酬36.7万円を用いて計算

注2 2050年時点の年金額及び手取り総報酬額は、現在水準のものを「方向性と論点」の前提を用いてスライドさせ算出。

注3 2050年時点の金額は、2050年時点の名目額を物価で現在価値に割り戻したもの。

注4 カッコ内の数値は世帯の現役時代の手取り総報酬額(月額換算値)に対する年金額の割合。

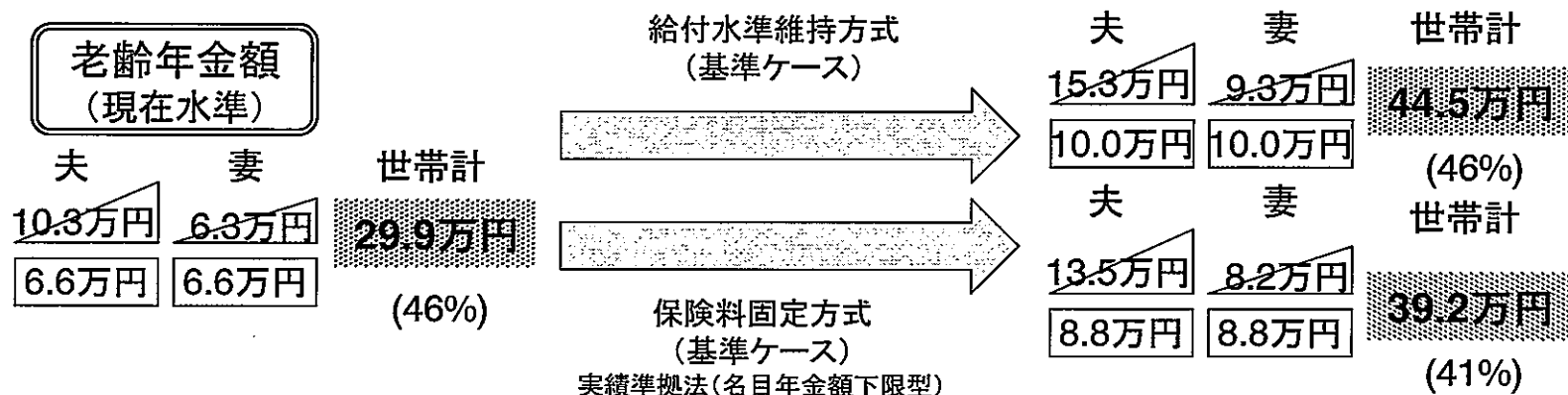
②40年間共働きタイプ

○ 夫、妻共に40年間フルタイムで就労する世帯

〈賃金の前提〉

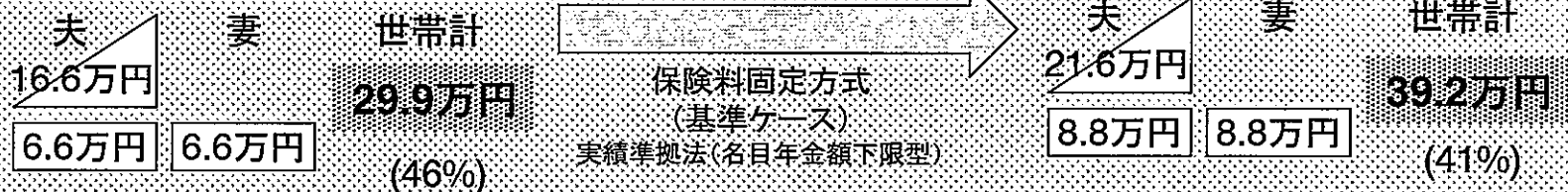
- ・夫の手取り総報酬額(月額換算)は現時点で40.1万円、2050年時点で59.8万円(物価で割り戻したもの)
- ・妻の手取り総報酬額(月額換算)は現時点で24.4万円、2050年時点で36.4万円(物価で割り戻したもの)

老齢年金額
(2050年水準)



(参考)世帯所得が同額の片働きタイプ
(手取り総報酬額の月額換算(現在水準) 夫64.5万円)

世帯所得が同じ共働き世帯と片働き世帯は年金額、現役世代の手取り報酬額に対する年金額の割合とも等しくなる



注1 現在水準の夫の年金額は、平成12年改正における標準的な年金額に使用した平均標準報酬36.7万円、妻の年金額は、平成12年度の女性被保険者の平均標準報酬22.3万円を用いて計算

注2 2050年時点の年金額及び手取り総報酬額は、現在水準のものを「方向性と論点」の前提を用いてスライドさせ算出。

注3 2050年時点の金額は、2050年時点の名目額を物価で現在価値に割り戻したもの。

注4 カッコ内の数値は世帯の現役時代の手取り総報酬額(月額換算値)に対する年金額の割合。